

事 務 連 絡
令和 4 年 7 月 2 7 日

障害福祉サービス事業所等管理者 様

石川県健康福祉部障害保健福祉課長
(公 印 省 略)

障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請
への対応について

平素より、本県の障害福祉施策にご協力いただくとともに、日々、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご対応いただいていることに御礼申し上げます。

今般、厚生労働省より、「障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和 4 年 3 月 1 6 日付け（令和 4 年 7 月 2 6 日一部改正）以下「別添国通知」という。）が発出されましたので、お知らせします。

なお、今回の取扱いについては、下記の対象施設のうち、別添国通知に記載された【要件】及び【注意事項】を満たす限りにおいて、緊急的な対応として適用されるものであり、感染拡大防止に十分に留意しながら運用すべきものであることを申し添えます。

<本取扱いの対象施設>

- ・新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所等している障害者支援施設等（障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る。）、福祉ホーム、短期入所事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練事業所、障害児入所施設をいう。）
- ・従事者が濃厚接触となった障害児通所支援事業所（児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所に限る。）

【事務担当】

石川県健康福祉部障害保健福祉課

自立支援グループ

TEL : 076-225-1428

FAX : 076-225-1429

事務連絡
令和4年3月16日
令和4年7月26日一部改正

各都道府県 衛生主管部（局） 御中
各都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する 外出自粛要請への対応について

現行、濃厚接触者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力の求め（以下「外出自粛要請」という。）として不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用を避けることを御願いしています¹。

濃厚接触者となった医療従事者については、緊急的な対応として、ワクチンを追加接種済みである等の要件を満たす限りにおいて、医療に従事することが可能である（不要不急の外出に当たらない）ことが「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、令和4年7月25日一部改正）において示されています。

医療従事者に対する対応を参考に、今般、新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所等している障害者支援施設等（障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る。）、福祉ホーム、短期入所事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練事業所、障害児入所施設をいう。以下同じ。）及び従事者が濃厚接触者となった障害児通所支援事業所（児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所に限る。以下同じ。）であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に限り、入所者等に必要なサービスが提供されるための緊急的な対応として、濃

¹ 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021年1月8日暫定版）

https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19_02_210108.pdf

厚接触者となったこれらの施設・事業所の従事者（以下「従事者」という。）が、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、支援に従事することは不要不急の外出に当たらないとする取扱も可能とする旨をお示しすることとしました。

貴職におかれましては、地域の感染状況やすでにお示ししている追加接種の前倒しの趣旨を踏まえつつ検討の上、障害児者に必要なサービスが提供されるよう対応をお願いします。また、管内の市区町村及び施設・事業所に対して周知徹底をお願いします。

併せて、障害者支援施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策、施設内療養を含む新型コロナウイルス感染症発生時の留意点及び支援策については「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた障害者支援施設等における対応について」（令和3年10月25日付け事務連絡）²及び「障害者支援施設等での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について」（令和4年1月21日付け事務連絡）³をご参照ください。

また、濃厚接触者の待機期間が短縮されたことに伴い、検査期間を修正しました。（主な改正箇所は太字下線）

記

【要件】

- (1) 次のいずれかに該当する施設・事業所であって、外部からの応援職員の確保が困難な施設・事業所の従事者であること。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所等している障害者支援施設等
 - ・ 従事者が濃厚接触者となった障害児通所支援事業所
- (2) 他の従事者による代替が困難な従事者であること。
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）を実施済みで、追加接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- (4) 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難である場合は、抗原定性検査キット⁴も可）により検査を行い、

² <https://www.mhlw.go.jp/content/000847504.pdf>

³ <https://www.mhlw.go.jp/content/000885928.pdf>

⁴ 抗原定性検査キットによる実施を行う場合については、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」（令和3年1月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>

記3の無症状者に対する抗原定性検査の実施要件に留意すること。

陰性が確認されていること。

- (5) 濃厚接触者である当該従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。
- (6) 障害者支援施設等については、感染制御・業務継続支援チーム等により、以下を事業所として実施する体制が確認されていること。
- ・ 当該従事者の健康状態（無症状であること等）の確認
 - ・ 当該従事者に係る適正な検査（検体採取・結果判定、検査キットの確保等）
 - ・ 施設内の感染拡大を防ぐための対策（防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理等）⁵
- (※) 障害児通所支援事業所については、(1)から(5)までの要件を満たすことで本事務連絡の取扱を行うことも可能であること。ただし、この場合においても、他の従事者による代替が困難な従事者に限る運用を徹底するとともに、基本的な感染対策を徹底するなど、感染拡大防止に十分に留意しながら運用すべきものであること。

【注意事項】

- 新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することはできないことを十分に認識し、他の従事者による代替が困難な従事者に限る運用を徹底すること。
- 高齢の障害者や基礎疾患を有する障害児者等、感染した場合にリスクが高い入所者・利用者に対する支援に際しては、格段の配慮を行うこと。
- 当該従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該障害者支援施設等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する従事者及び担当する入所者等の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- 当該障害者支援施設等において新型コロナウイルスワクチン追加接種を実施していない場合は、速やかにその実施に向けて協力医療機関や市町村と連絡調整を行うこと。

⁵ 「障害者支援施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策について」（令和3年5月31日付け厚生労働省健康局結核感染症課他連名事務連絡）<https://www.mhlw.go.jp/content/000830273.pdf> において示している高齢者施設向けに作成された「施設内療養時の対応の手引き」等を参照すること

- 検査期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から3日目に陰性が確認されるまでとする。なお、7日目が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。⁶
 - 検査については、地域の実情に応じて行政検査又は事業所の負担による自費検査で行うか判断して差し支えないものの、感染拡大の傾向が見られた場合に、クラスターが発生している地域において、障害者支援施設等に対する一斉検査や感染が生じやすい場所・集団等に対する検査等を積極的に行うよう要請⁷するとともに、障害者支援施設等の従事者等に対する集中的実施計画に基づく検査の実施手順等についてお示ししてきたこと⁸から、原則として行政検査として実施することが望ましい。
 - 抗原定性検査キットを使用した検査については確認書⁶（別添参照）の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。また、抗原定性検査キットは、自治体や団体等が希望数量をとりまとめて入手することも可能であること。
なお、地域の状況により、医薬品卸売業者からの購入が困難な場合等には、確認書を提出し、薬局から購入することも差し支えないこと。
- ※ 厚生労働省のHPに、障害者支援施設等の一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等のリストを掲載しており、参考にされたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

以上

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
企画法令係
電話：03-5253-1111（内線 3148）

⁶ 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（令和4年2月2日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf>

⁷ 「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」（令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡 <https://www.mhlw.go.jp/content/000870904.pdf>

⁸ 「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」（令和4年1月7日付け（令和4年2月18日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000899722.pdf>

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
- ※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
- ・ 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・ 理解度確認テスト
- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

抗原定性検査キットを利用する方へ

1 使用にあたって

- ① あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施します。

(参考) 検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

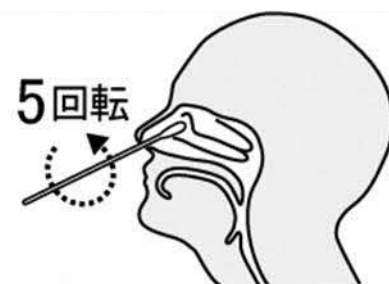
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html



- ② 鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査を行います。

- ・鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



2 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2cm程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5回程度回転させる
- ③ 5秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

<試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

<試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15 分～30 分程度）、キットを静置する

<結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

3 検査後の対応

判定結果	対 応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限りさけるとともに、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

4 抗原定性検査キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
廃棄方法	ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf